

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ & A

1 業務管理体制の整備に関すること

(問1) 法人グループ全体の業務管理体制が整っていることを条件に、A法人の法令遵守責任者として、同じグループであるB法人の職員を選任することはできるか。

(答) 業務管理体制は事業者自らが法人形態等に見合った合理的な体制を整備することが必要であり、法令遵守責任者の選任に当たって資格要件等を求めているが、法令遵守責任者は事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定している。(グループを構成する個々の事業者内部における権限行使が想定されることから、何ら権限を有しない他の法人職員が法令遵守責任者に選任されることは想定していない。)

(問2) 業務管理体制の具体的な内容は、法人において定めることとなっているが、求められる体制、実施すべき内容を明確にしないと実効性がないのではないか。

(それらが明確になっていないと、法令遵守責任者を選任し届出があった事業者に対し、届出内容の検査を行う場合、法令遵守責任者の業務内容に踏み込むことが困難となる。)

(答) 業務管理体制の整備は介護サービス事業者に課せられた義務である。事業者自らが事業の形態・規模等を考慮し個々の事業者に見合った実効性のある法令等を遵守する体制を整備(運用)させる仕組みである。

行政は、事業者の取り組みについて確認し、問題点が認められた場合には、事業者自らが業務管理体制の改善を図り、法令等の遵守に取り組まれるよう意識づけを行うことが重要である。

(問3) 業務が法令に適合することを確保するための規程は、どのようなものを提出すれば良いか。

(答) 規程には、業者の従業員に少なくとも法令及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので良い。

届け出る「規程の概要」は、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので良い。また、法令遵守規程の全文を添付しても良い。

2 業務管理体制の整備に係る届出に関すること

(問1) A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者(A市内のみで事業展開している事業者)をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両市に行うことになるのか。

(答) 事業者が所在するA市のみ届出ることとなる。

(問2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会は、全国に事業所がある法人だが、事業所指定は都道府県支部名で行っている。この場合、事業者監督権者は厚生労働大臣か都道府県知事となるのか。

(答) 厚生労働大臣となる。

事業者が同一事業者であるかどうかの判断は事業所の指定申請者にかかわらず、事業者の設立形態により判断されたい。

(問3) 法令遵守規程に変更が生じた場合において届出は必要か。また、その場合において提出期限はあるのか。

(答) 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない(法第115条の3第3項)。

ただし、届出事項は省令により「規程の概要」としているため、字句の修正等、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更についての届出は必要ない。

(問4) 事業所数を数えるにあたって、「みなし事業所」は除くとあるが、どのような事業所が「みなし事業所」にあたるのか。

(答) 病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保健法の指定があったものとみなされている事業所をいう。

従って、健康保険上の指定が医療機関が実施する通所リハビリテーション「みなし事業所」の扱いになるが、老人保健施設が行う通所リハビリテーションはこの扱いに該当せず、事業所数から除外しない。

なお、健康保険法上の医療機関であるが現在県から指定を受けており、更新時にみなし指定に移行する通所リハビリテーションの事業所も「みなし事業所」の扱いになる。

(問5) 事業所数を数えるにあたって、障害者自立支援に係る事業を行っている場合は、どのように取り扱うのか。

(答) 介護保険上の指定又は許可を受けている事業所等のみを数え、障害者自立支援等その他のサービスについては、事業所数に入れない。

(問6) 事業所数を数えるにあたって、併設のショートステイと空床のショートステイを行っている場合は、どのように取り扱うのか。

(答) 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数え、同一事業番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所として数える。

例えば、『厚労園ヘルパーステーション』という事業者が、「訪問介護」と「介護予防訪問介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

その場合、届出様式の「3事業所名称等及び所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。

※その際には、お手数ですが名称の最後に()書きにてサービス種別がわかるようにしていただくようご協力願います。(下記参照)

事業所名称	指定年月日	介護保険事業所番号	所在地
厚労園(福祉施設)	平成19年5月1日	1234567890	三重県〇市〇町1-1
厚労園(短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	三重県〇市〇町1-1
厚労園(予防短期入所)	平成19年5月1日	1234567890	三重県〇市〇町1-1
厚労園(通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	三重県〇市〇町1-1
厚労園(予防通所介護)	平成19年5月1日	1234567890	三重県〇市〇町1-1
厚労園ヘルパーステーション(訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	三重県〇市〇町1-1
厚労園ヘルパーステーション(予防訪問介護)	平成21年3月1日	1222222222	三重県〇市〇町1-1
計 7			

(問7) 介護予防居宅介護支援事業所の届出先は、県と市町どちらか。

(答) 介護予防居宅介護支援事業所は市町が指定するが、届出先は県となる。

市町へ届出を行う事業者は、地域密着サービス(予防含む)のみを行い、その全ての指定事業所が同一市町内に所在する事業者である。